

相談支援専門員の要件

参考資料

1

【実務経験】

下記の①～③のうちいずれかに該当するもの

- ① A及びBの期間が通算して5年以上である者
- ② 《介護等の業務/資格非該当者向け》 Cの期間が通算して10年以上である者
- ③ 《国家資格該当者向け》 AからCまでの期間が通算して3年以上かつDの期間が通算して5年以上である者

相談支援の業務	をすのま 行るにた身体 う相支は体 業談障環若 務にが境し そ応あ上く のじるのは 他、者理精 これ助の由神 に言、日によ 準指生上 ず導活障 るその常害 業の自生有 務他立活 のにを 支関営 援む	A	ア	障害児相談支援事業、身体障害者支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者
			ア	児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所その他これらに準ずる施設の従業員又はこれに準ずる者
			ア	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健センター、救護施設及び厚生施設、介護老人保健施設その他これらに準ずる施設の従業員又はこれに準ずる者
			イ	病院もしくは診療所の従業員又はこれに準ずる者で以下のいずれかを満たす者 ・社会福祉主事任用資格 ・相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したと認められる者(訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者など) ・Dの国家資格を有する者で、上記アの従事期間が1年以上の者
介護等の業務	対介がは し護あ環身体 てをる境若 介行者上 護い、の に、つ理 関並、由 す、に び、に に、入 指その 導の、 を者、 行及排 う、泄 業、活 務、を の、事 介、営 護、む 者、の に、と に、支 の、障	B	ウ	障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの従業者 特別支援学校その他これらに準ずる機関において障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務の従事者
			エ	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は病室であって、療養病床に係るものその他これに準ずる施設の従業者
			エ	障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業の従事者又はこれに準ずる者
			エ	病院もしくは診療所又は薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者
国家資格者	国家資格者	C	エ	上記エの支援業務に従事する者で、下記のいずれかに該当する者 ・社会福祉主事任用資格を有する者 ・相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したと認められる者(訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者) ・児童指導員任用資格者 ・精神障害者社会復帰指導員任用資格者 ・保育士
			エ	上記エにおいて、Bの資格に該当せず直接支援にあたった者
			エ	上記エにおいて、Bの資格に該当せず直接支援にあたった者
			エ	上記エにおいて、Bの資格に該当せず直接支援にあたった者
国家資格者	国家資格者	D	エ	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む)、精神保健福祉士
			エ	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む)、精神保健福祉士
			エ	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む)、精神保健福祉士
			エ	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む)、精神保健福祉士